

デジタルデータの証拠調べに関する研究

田口 悠樹†

概要：2018年3月30日、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」は、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ『3つのe』の実現に向けて」を公表した。現在、法制審議会への諮問に向けて、「民事裁判手続等IT化研究会」において論点の検討がなされている。本稿では、この検討案を踏まえて、デジタルデータの証拠調べについて実務上問題となる点について考察する。

キーワード：デジタルデータ、準文書、原本、真正性、完全性

1. 研究の背景

1.1 デジタルデータの普及

スマートフォンやタブレット端末の普及により、契約書、請求書、写真などがデータのまますべて作成、利用、保存されることが日常となっている。これらは、かつては第一次的には紙を用いてオリジナルが作成されていたが、現在では紙として出力されないまま、クラウドストレージにのみ保存されてその役目を終えることも珍しくない。テクノロジーの進展により、契約書などの重要な事業関係文書をデジタルデータのみで完結できるサービスも見られるようになっている（いわゆる「リーガルテック」の領域）。

連絡記録も第一次的には紙に記録されることが一般的である。業務・プライベートを問わず、メール、SMS、チャットツール（LINE、Messenger、Slack、Chatworkなど）を用いて行うことが日常となっている。

事業関係文書や連絡記録は、民事裁判において重要な（ときに決定的な）証拠である。他方で、現行民事訴訟法（以下単に「現行法」と表記する。）の規定は、後述するように、デジタルデータ形式で保存された記録についてその特性を踏まえた規定が整備されていない。

1.2 民事訴訟のIT化に向けた検討

2018年3月30日、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」は、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ『3つのe』の実現に向けて」を公表した。現在、法制審議会への諮問に向けて、「民事裁判手続等IT化研究会」において論点の検討がなされている。

現行法における手続では、記録管理を紙媒体で行い、日程調整を電話とFAXで行い、電話会議を片方当事者が庁舎に出頭した状態で行う必要がある。検討案はこれらを下記の内容に変更するものとしている。

① e 提出 (e-Filing)

訴訟当事者は、訴訟の開始から終局に至るまで、主張

資料及び証拠資料の提出をデータのアップロードによって行う。訴訟費用は電子納付による。

② e 事件管理 (e-Case Management)

裁判所及び訴訟当事者は、訴訟進行の調整や主張整理を裁判所のオンラインシステム上で行う。

③ e 法廷 (e-Court)

主張整理や証拠調べの手続はウェブ会議やテレビ会議による。訴訟当事者双方が裁判所庁舎に赴かずに手続を行う。

この検討案の中核を成すのは、ペーパーレス化である。この検討案により、裁判所の判断資料はデジタルデータによることになる。

1.3 問題点

以上のように、デジタルデータの取扱いについては、①現行法の下でいかなる解釈・運用により対処するかという問題と、②現時点で公表されている検討案を対象としたあるべき制度設計論の2つがある。本稿では、この2点を意識しながら、次の具体的なケースを想定して、問題点を検討する。

【ケース】

Xは、Aから「Yを債務者とする債権」を譲り受けた。Aの説明によると、契約書はPDFファイルにより作成しているとのことであり、Xはそのデータも受領した。Yが支払日に支払わないので、XはYを被告として民事訴訟を提起した。Xは、Aから受領したPDFファイルを契約成立の証拠として提出した。これに対し、Yは、この契約書に表示されているYの署名は身に覚えがないため、「成立の真正」を争うと主張した。

裁判所では、どのような審理及び判断がなされるか。

† 情報セキュリティ大学院大学博士前期課程

2. 現行民事訴訟法下での証拠調べ

2.1 紙媒体に準じた取扱い

現行法では、デジタルデータの証拠調べについて明文の規定が存在しない。デジタルデータを指す概念として「電磁的記録」という語に「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」という定義が与えられているが（第3条の7第3項）、この「電磁的記録」の語が使用されているのは合意管轄と支払督促手続の条文のみである。

デジタルデータの情報を判断資料にするためには①鑑定、②検証、③第231条規定の「情報を表すために作成された物件で文書でないもの」を提出して書証の手続を準用する方法の3通りとなる。①鑑定は、専門的知見を有する者の判断報告から心証を得る方法、②検証は、対象単体から裁判官の五感の作用により心証を得る方法である。したがって、専門的知見や機材の操作に意味がない場合には適さない。電子メールの記載内容を端的に裁判官が閲読したい場合には、通常は、③第231条の準文書であるとして、プリントアウトされた文書が提出される。

この運用は、デジタルデータがHDDやSDカードなどの特定の記憶媒体に記録されていることから、それらの媒体を「情報を表すために作成された物件」とする解釈によるものである。一般にはこの見解によって実務運用がされているが、あらゆるデジタルデータが特定の有体物に結び付けられるかは疑問である。

裁判例では、「電子データであっても、一定のコンピュータ・ソフトを利用することによって、ディスプレイの画面の上で文字として閲覧（閲読）できることは原告人も自認しているから、書面以外の媒体上に存在する文字情報として文書性を有することは否定できない」として、端的にデジタルデータを文書に準じて、文書提出命令の対象としたものがある（大阪高決平成17年4月12日労判894号14頁）。また、この裁判例では、「本件資格歴等の記憶媒体がデータベース（3）であり、それが別会社の管理するコンピューターの一部を構成しているとしても、本件資格歴等の内容（情報）は原告人が必要な都度いつでも付加訂正を加えることができるのであるから、電子データとしての本件資格歴等の内容を管理しているのは原告人に他ならず、本件資格歴等を所持・管理しているのは原告人というべきである。」として、記憶媒体が別会社管理であっても、編集保存可能な者にデータの提出を求めることができるとしている。

これによると、クラウド上に保存されているデジタルデータであっても、アカウントを有しアクセス権限を有する者が特定できれば、デジタルデータを証拠とすることが可

能である。

ただし、この解釈に拠っても、デジタルデータを紙媒体に準じて取り扱えるにすぎないため、証拠調べとしては、出力したプリントアウト文書の提出が必要となる。この点で、検討案は、デジタルデータの見読化の方法としてディスプレイ表示も可能にする点で、実務上の必要性に応えるものである。

2.2 提出された紙媒体の真正性に争いがある場合の審理方法

上記の通り、現行法下におけるデジタルデータの証拠調べは、印字出力された文書を紙媒体の書証として実施し、必要に応じて鑑定や検証を行うのが一般である。これは、紙媒体（書証）の実務慣行に対応するものである。

紙媒体の取調べについては、民事訴訟規則143条1項が、「文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。」と定めている。これは、原本によらなければ、証拠申出として不適法とする規定であり、米国連邦証拠規則の最良証拠法則にも通底する。

また、裁判例では、「電子記録はその性質上改ざんしやすいものであるから、これを証拠資料として採用するためには、その記録が作成者本人によって作成され、かつ、作成後に改ざんされていないことを確認する必要がある。」とするものがある（大阪高判平成21年5月15日判タ1313号271頁）。これは、電磁記録（デジタルデータ）固有の特性を根拠とするものであるが、改ざんされていないこと、すなわち、原本との同一性ないし真正性は、証拠としての基本的適格性であるという判断である。

他方で、実務では、「提出したのは写しであるが、これを民事訴訟規則143条の『原本』として提出する」という方法が広く用いられている。提出文書の改ざんが争われることは多くないことから、簡便な手続を可能にする運用である。

検討案においても、デジタルデータを証拠として提出する場合にこの運用を参考に議論されている。具体的には、次の方法である。

- ①成立の真正に争いがなければ、原本提出を不要とする
- ②成立の真正に争いがあれば、原本提出を必要とする。

実質的な争点のみを立証により判断するという方法であり、現行法の争点整理と集中証拠調べの理念と合致する。しかしながら、この整理で十分であるかは、疑問がある。この整理によると、原本が紙として存在することが前提となっているが、原本も提出したものと同一のデータであるとの主張がなされた場合（上記1のケースのような場合）には、原本の提出という方法自体が無意味である、証拠価値を吟味することが困難となる。この局面での判断や審理方法は、現行法下での裁判例が参考となる。

2.3 裁判例

2.3.1 紙媒体の出力内容を判断理由とするもの

知財高判平成22年6月29日（平成22年（行ケ）1

00082号) 裁判所ウェブサイト
ローカルのファイルの保存場所が印刷されていた事例について、証拠提出者の主張するウェブページがインターネット上に掲載されていたものとは認められないと判断している。その判断の前提として、
「インターネット上のホームページを裁判の証拠として提出する場合には、欄外のURLがそのホームページの特定事項として重要な記載であることは訴訟実務関係者にとつて常識的な事項である」と判示している。

2.3.2 システムの設定を判断理由の一つとするもの

大阪地判平成24年3月30日判タ1379号167頁
被告医師が電子カルテの書換えを行ったことを認定。認定理由として、操作時に操作前の記載が保存されない設定になっていたこと、被告医師がカルテ開示請求後に新たにカルテのデータを保存することになる登録キーをクリックしていたことなどを根拠とした。

2.3.3 外部証拠により真正性を認定したもの

東京地判平成25年2月28日判時2194号31頁
原告提出の被告の娘等が送信メールの写しについて真正性が争点となった。一部のメールにより発注された看板が実際に納入されている事実、メールに被告が写っている写真が添付されていること等から認定。

メールに「0001」等の行番号が付されている編集の痕跡については転送の際のものと考えられるので、直ちに偽造を疑わせる事実ではないとした。

3. 審理方法に関する具体的提案例

3.1 現行法の運用に親和的な方法

柳川鋭士弁護士は、米国の連邦証拠規則の規定を参考にデジタルデータの証拠調べ方法を提案している。

第1に、連邦証拠規則では、データ自体から真正性が認められる証拠類型(902条(13)(14))と、データの真正性が認められる外部証拠の類型(901条(b))とが規定されており、これを我が国の裁判所における「成立の真正」の判断にあたって一定の指針になるとする。

第2に、具体的な審理枠組として、次の方法を提案する。

① 裁判所に見読可能な証拠(プリントアウト文書、裁判所のソフトウェアにより表示できるデジタルデータ)が提出された場合には、真正性がないとする具体的主張がないことを条件として、原本として証拠採用する。具体的主張がある場合には、米国連邦証拠規則の規定も参考にして、データの出力内容や外部証拠からの判断を行う。メタデータ記載に基づく判断が必要となる場合には、鑑定や検証、これらの併用による。

② 裁判所が見読できない証拠が提出された場合には、鑑定や検証、これらの併用による。

こうした枠組みによると、鑑定や検証を行う局面が限定されることになる。

3.2 メタデータの顕出を重視する方法

櫻庭信之弁護士は、デジタルデータの特性を踏まえて、現行法下で準文書として準用されている現行民事訴訟規則を基に、次のような審理方法を提案している。

① デジタルデータの真正性について、「文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならない。」とする民事訴訟規則第145条の「理由」の提示方法としては、メタデータが消去又は付け替わっていることを指摘するだけで、具体的理由を明らかにしたものと扱う。

② メタデータ等の附属情報が消去又は付け替えられたデジタルデータは、「文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。」とする民事訴訟規則第143条第1項からみて原則的に不適法とする。少なくとも、原本データの存在と成立真正に関して具体的な証明が必要と解すべきである。

③ メタデータ等の附属情報が消去又は付け替えられたデジタルデータは、裁判官の交代や上級審での審理でも明確に認識されるように、訴訟記録に明記すべきである。

また、この提案に際して、訴訟関係者のリテラシーが向上するまではデータ構造を問題にしないとなれば、誤判の不利益が裁判を利用する国民に転嫁されるとし、IT化開始の当初から平文以外のデータを意識した訴訟追行が必要であるとされる。

3.3 検討会案

検討会案では、民事訴訟規則143条1項の改正案が示されている。

その内容は、原本の存在や成立に争いがなく、かつ相手方当事者に異議がない場合には、デジタルデータのアップロードをもって「原本」の提出に代えることができるというものである。

この規定により、デジタルデータのアップロードが法的に正式な訴訟行為と認められることになる。

しかしながら、この規定によっても、1で挙げたケースの問題点は解消されない。この規定は「オリジナルは紙で作られている」という前提条件で妥当するためである。より根本的には、資料の生成・存在形式として、当初よりデジタルデータであるものが多数あるという認識のもと制度設計がなされる必要がある。

4. 現行法下の運用と改正案に向けて

デジタルデータの証拠調べは、現行法において規定が十分に整備されていない中で、紙媒体に準じた手続が慣行として行われてきている。裁判所の判断は、体系化類型化されていない。3で紹介した2つの見解は、IT化に向けて、デジタルデータの証拠調べに関する基本的指針・準則を示

そうとする試みである。いずれの論稿も現行法の議論をベースにしており、現実的に採用され得る指針である。

本稿は、これらの研究に依拠する提案として、暫定的に次の事項を、IT化に向けた準備事項として提案したい。

① 挙証者の主張と異なるメタデータがあるデータは、民事訴訟規則第143条第1項により当該データの証拠能力を否定すべきである。

② また、PDFファイルについていえば、むしろ「写真」に準じたものとして、民事訴訟規則148条に撮影の対象並びにその日時及び場所をも明らかにしなければならないと同様に、ファイルの生成過程である対象、生成日時、生成機器を証拠説明書に記載するという解釈運用もできるのではないか。

③ 元データの復元などの専門的知見を要する場合には、費用・時間の節減のため、対象事項を特定すべきである。

④ 法改正を待たずに、デジタルデータの提出を行う運用を開始すべきである。現行法上も、裁判所は、紙媒体に加えてデータ提供を求めることができる（民事訴訟規則第3条の2）し、たとえば東京地裁の知的財産権部では主張書面に限ってであるがデジタルデータの提出を求める運用をしている。運用により、デジタルデータの改ざんの有無を見分けるノウハウを蓄積していき、それを改正案に生かすという手法も検討されてよいと考える。

参考文献

- [1] 裁判手続等のIT化検討会『裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―』（平成30年3月30日）
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>
- [2] 民事裁判手続等IT化研究会資料
<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>
- [3] 同第5回研究資料
<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/1221kenkyukai-siryous.pdf/3ea52555-1237-4794-8b62-25619c315ff7>
- [4] 同第5回議事要旨
<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/6839369/1221gijiyousi.pdf/d6422a38-c962-44c6-bdcc-06e6d07394bc>
- [5] 福田剛久『民事訴訟のIT化』（法曹会・2019年）1～8頁、31～77頁、95～247頁
- [6] 高田裕成ほか『注釈民事訴訟法第4巻』802～826頁（有斐閣・2017年）
- [7] 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法IV（第2版）』562～576頁（日本評論社・2019年）
- [8] 町村泰貴＝白井幸夫編『電子証拠の理論と実務 収集・保全・立証』（民事法研究会・2016年）1～294頁
- [9] 柳川鋭士「民事手続における電子証拠の原本性と真正性―米国におけるデジタル・フォレンジックの活用場面を参考に―」情報ネットワーク・ローレビュー第17巻14～28頁（商事法務・2019年）
- [10] 櫻庭信之「裁判手続IT化のもとでの事実証明のための電子データの問題」NBL1132号27～34頁（商事法務・2018年）
- [11] 高橋郁夫ほか『デジタル証拠の法律実務Q&A』（日本加除出版・2015年）1～16頁、150～186頁、3

- 35～342頁
- [12] 吉峯耕平「司法のIT化とデジタルファースト」第15回デジタル・フォレンジック・コミュニティ2018報告書（特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会・2018年）183～226頁
- [13] 湯浅塾道「デジタルファースト法案整備に求められるもの」第15回デジタル・フォレンジック・コミュニティ2018報告書（特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会・2018年）175～179頁
- [14] 三上威彦「民事訴訟における新種媒体の証拠調べとPDFファイルの証拠力」『現代民事手続法の課題 ― 春日偉知郎先生古稀祝賀』（信山社・2019年）167～191頁